

〔平成21年5月21日スタート!〕

私の視点、私の感覚、
私の言葉で参加します。



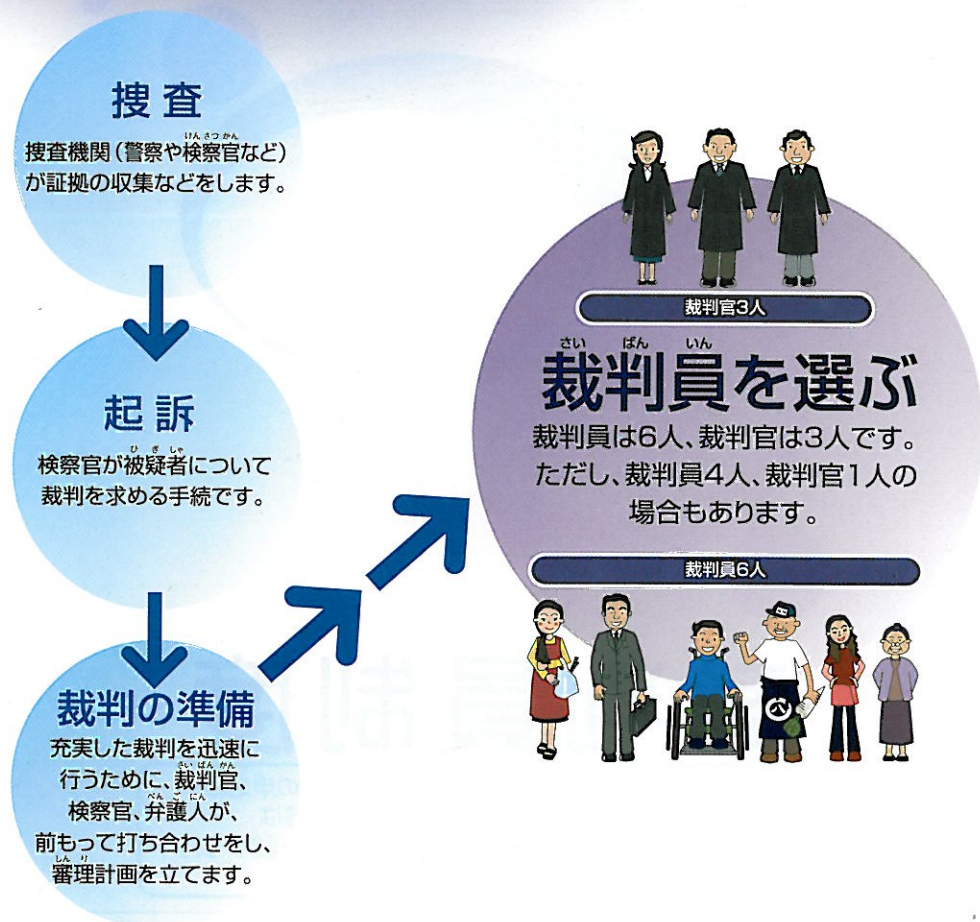
裁判員制度

裁判員制度に関する 出張講演・説明会の申込み
広報ビデオ・DVDの無料レンタル等は
福島地方検察庁 企画調査課 TEL 024-534-5134
までお問い合わせください

最高裁判所 法務省 日本弁護士連合会

裁判員制度を ご存じですか!

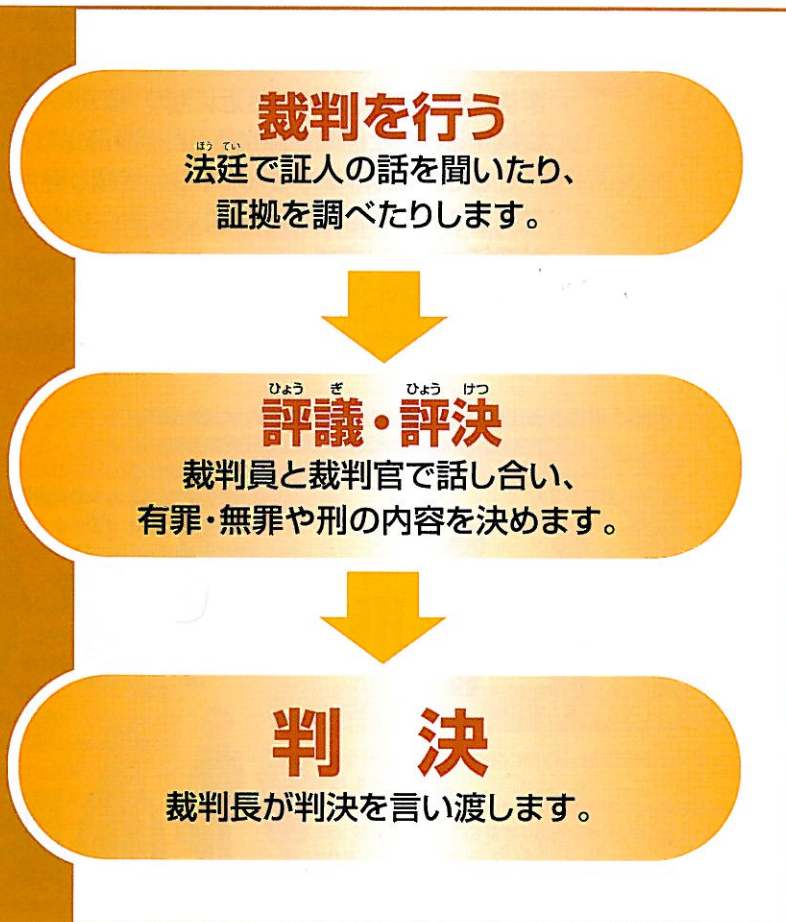
裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度の創設を内容とする「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(裁判員法)が、平成16年5月28日に公布されました。この制度は、平成21年5月21日にスタートします。



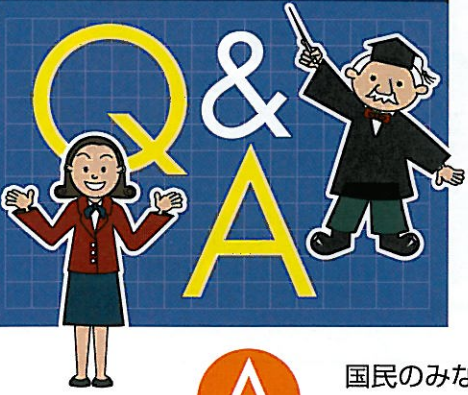
私の視点、私の感覚、私の言葉で
参加します。



裁判員が参加する仕事



これからはじまる！ 裁判員制度



Q1

裁判員制度はなぜ導入されるのですか？

A 国民のみなさんが裁判に参加することによって、国民のみなさんの視点、感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、裁判が身近になり、国民のみなさんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

そして、国民のみなさんが、自分を取り巻く社会について考えることにつながり、より良い社会への第一歩となることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

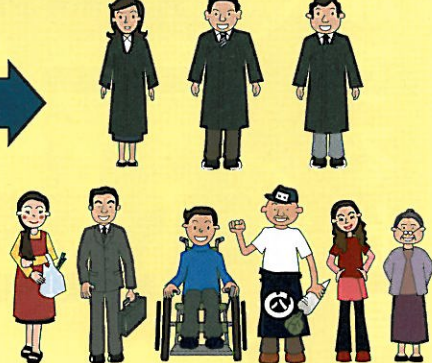
これまでの刑事裁判

裁判官3人



裁判員制度が導入されると…

裁判官3人+裁判員6人



これからはじまる！ 裁判員制度 Q&A

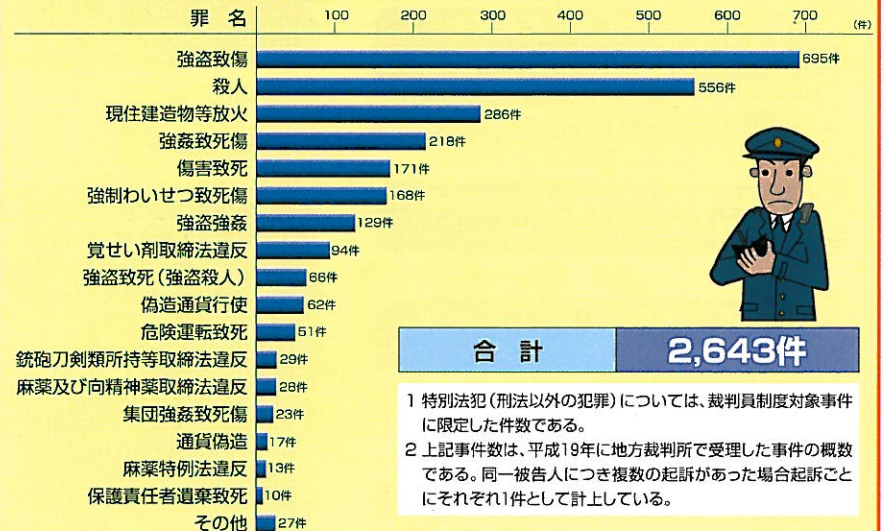
Q2

裁判員が参加するのは、どのような事件ですか？

A 代表的な例をあげると、次のような場合があります。

- ① 人を殺した場合(殺人)
- ② 強盗が、人にけがをさせ、あるいは、死亡させた場合(強盗致死傷)
- ③ 人にけがをさせ、その結果、死亡させた場合(傷害致死)
- ④ ひどく酒に酔った状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させた場合(危険運転致死)
- ⑤ 人が住んでいる家に放火した場合(現住建造物等放火)
- ⑥ 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合(身の代金目的誘拐)
- ⑦ 子供に食事を与えず、放置して、死亡させた場合(保護責任者遺棄致死)

■罪名別に見た裁判員裁判の対象となる事件数(平成19年)





Q3

裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

A

最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

前年12月ごろまで

1 裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

2 候補者へ通知・調査票の送付

この段階では、裁判所に来ていただく必要はありません。

3 事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。

4 選任手続期日のお知らせ(呼出状)・質問票の送付

5 裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、辞退希望がある場合の理由(Q7参照)などについて質問されます。

6 裁判員が選ばれます。



原則裁判の6週間前まで

裁判員選任手続期日

A 調査票を活用し、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

B 質問票に基づいて辞退が認められた人は、呼出しを取り消されることになり、裁判所に行く必要はありません。

C この段階において、裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護人の請求により、候補者から除外されることもあります。

Q4

裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

A

次のような仕事をするようになります。

1 公判に出席する(公開)

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判といえます。)に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

2 評議、評決をする(非公開)

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)ことになります。

議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、有罪であると判断するためには、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上を含む過半数の賛成が必要です(これによって有罪とならない場合は、すべて無罪になります。)。また、どんな刑にするべきかを決めるに当たっては、評議に参加した裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上の意見を含む過半数の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加えていきます。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

3 判決宣告(公開)

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



Q5 裁判員になるために、資格はいらないのですか?



A 衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、誰でもなることができます。ただし、次のような人は、裁判員になることができません。

1 欠格事由

- 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。)
- 禁錮以上の刑に処せられた人
- 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

3 事件に関連する不適格事由

- 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

2 就職禁止事由

- 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士等)、警察官
- 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む)
- 自衛官 など

4 その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認めた人

Q6 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか?

A 裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに行う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきかを判断します。例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配ありません。

さらに、検察官や弁護人も、裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう努力します。

Q7 裁判員になることを辞退できますか?

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限りです。)
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員を務めたことや過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人等
- ⑤ 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人
(やむを得ない理由とは、例えば)
 - 重い病気・けが
 - 親族又は同居人等の介護・養育
 - 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
 - 父母の葬式等、他の期日に行えない社会生活上の重要な用務
 - 妊娠中や出産直後(8週間以内)
 - 親族又は同居人等が重い病気・けがの際の入通院等への付き添い
 - 妻・娘の出産への立会い又は入退院への付き添い
 - 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、出頭困難であること
 - 裁判員の職務を行うこと等により、本人等に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずるような場合

裁判員になるに当たり、保育や介護等のサービスを利用することもできます。利用方法等は、今後裁判員制度の実施にあわせ、周知される予定です。

Q8 裁判員となるために仕事を休むことは認められますか?

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくなるため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。





Q9

裁判員の守秘義務(秘密を守る義務)とはどのようなものですか？

A

裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。評議の秘密とは、非公開の評議で誰がどのような意見を言ったかということなどです。後で公にされるのでは、批判等をおそれて、自由な意見交換ができなくなるおそれがあるからです。

また、裁判員の仕事をする上で知った、事件と関係のない個人のプライバシーなどの秘密も、守らなければなりません。

これらの秘密をもらす行為については罰則があります。

Q10

裁判員になったことで
トラブルに巻き込まれますか？

A

裁判員の名前や住所などは公にはされません。

評議の際にどの裁判員がどんな意見を述べたかは、明らかにされません。

裁判員のみなさんの安全を確保するために、裁判員やその親族に対し、威迫行為をした者を処罰する規定が設けられています。

なお、裁判員やその親族に危害が加えられるおそれがあり、裁判員の関与が非常に難しいようなごく例外的な事件は、裁判員が加わらず裁判官だけで裁判を行う場合があります。



Q11

裁判は時間がかかるのではないのですか？

A

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容などにより異なりますので、一概には言えませんが、多くは3日以内に終わるのではないかと見込まれています。国民のみなさんの負担をできるだけ軽くするような運用に努めていきたいと思えます。

Q12

裁判員には日当や交通費は
支払われるのですか？

A

支払われます。
なお、日当額については、
上限1万円と定められています。



Q13

裁判員になる可能性はどのくらいなのですか？

A

平成19年の資料を基にすると、裁判員制度の対象となる事件は、全国で2,643件でした。日本全国の選挙権を持っている人の数が約1億385万人(平成19年9月現在)ですので、1年間で裁判員になる確率は、約5,000人に1人となります(裁判員6人、補充裁判員2人を選ぶとした場合)。





裁判員制度

シンボルマークの意味

【かたち】

2つの円は「裁判官」と「裁判員」を表しています。2つの円が交わることで協力し合う姿勢を表しています。「∞」（無限大）を表現しています。法律を熟知した専門家である裁判官と、一般国民の代表である裁判員が協力し合うことで生じる効果が無限大であることを表しています。

【いろ】

親しみやすいパステル調の色合いをベースに、赤みがかかった部分は「活発さ、情熱」を表現し、青みがかかった部分は「冷静な判断」を表現しています。どちらの色が裁判官、裁判員という区別はしていません。

【イメージ】

「裁判員」のローマ字表記の頭文字「S」も表現しています。

● 問い合わせ先 ●

最高裁判所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2
TEL03-3264-8111
<http://www.saibanin.courts.go.jp/>

法務省

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
TEL03-3580-4111
<http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/>

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL03-3580-9841
http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/

●法テラス・コールセンターでも、「裁判員制度」についてのお問い合わせをお受けしています。

法テラス・コールセンター ほふやのみなし 0570-078374



この印刷物は大豆インキを使用して印刷されています。

この冊子は再生紙を使用しています。